

# 国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau  
National Diet Library

論題 Title	データから見る超高齢社会と金融サービス
他言語論題 Title in other language	Super-Aged Society and Financial Services Viewed from Data
著者 / 所属 Author(s)	川端 一摩 (Kawabata, Kazuma) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 財政金融課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	820
刊行日 Issue Date	2019-05-20
ページ Pages	21-42
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	社会の高齢化が深まる中、金融の分野では資産格差や認知症患者保有の金融資産の取扱いが懸案となっている。行政は各種の施策を進め、金融業界では多様な金融サービスが展開され始めている。

\* 掲載論文等は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

\* 意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

# データから見る超高齢社会と金融サービス

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
財政金融課 川端 一摩

## 目 次

はじめに

- I 深化する超高齢社会
- II 家計資産をめぐる格差
  - 1 世代間の縦の資産格差
  - 2 世帯間の横の資産格差
  - 3 地域間の資産格差
- III 認知症と金融資産
- IV 行政による対応
  - 1 金融行政の方向性
  - 2 NISA（少額投資非課税制度）と iDeCo（個人型確定拠出年金）
  - 3 贈与税制上の優遇措置
- V 信託関連の金融サービス
  - 1 分配型投資信託
  - 2 解約制限付き信託
  - 3 後見制度支援信託
  - 4 遺言代用信託
  - 5 民事信託（家族信託）
  - 6 教育資金贈与信託と結婚・子育て支援信託
- VI 保険・不動産関連の金融サービスなど
  - 1 長生きや認知症に備えた保険
  - 2 持家を活用した現金調達
  - 3 その他高齢者と金融の動向

おわりに

キーワード：超高齢社会、家計資産、資産格差、認知症、家計の安定的な資産形成、金融サービス

## 要 旨

- ① 社会の高齢化が進む我が国にあっては、今から6年後の令和7(2025)年に、全人口に占める65歳以上の高齢者の割合を表す「高齢化率」が30%に達すると言われている。
- ② 金融の分野では、資産格差問題が懸案である。現状において貯蓄の6割以上が60歳以上の世帯に占められており(世代間の縦の資産格差)、こうした金融資産は裕福な世帯に偏在する傾向にある(世帯間の横の資産格差)。また、将来に向けては東京圏など都市部への相続資産の流入も懸念され始めている(地域間の資産格差)。
- ③ 超高齢社会の深化に伴い、令和7(2025)年には高齢者の5人に1人が認知症を患うことになるとの予測が見られる。資産格差問題と並んで、認知症の高齢者が保有する金融資産の取扱いは我が国の中長期的な課題である。
- ④ 超高齢社会に対峙する我が国の行政は、個々人の自助努力をベースとした「家計の安定的な資産形成」を目標に据え、その推進に当たり「フィナンシャル・ジェロントロジー(金融老年学)」の知見を活用する必要性を説いている。具体的な施策としては、「NISA(少額投資非課税制度)」や「iDeCo(個人型確定拠出年金)」が展開されるとともに、下の世代への教育資金、結婚・子育て資金と住宅取得資金の贈与に係る税制上の優遇措置が講じられてきた。
- ⑤ 高齢者においては、現金による分配金を定期的に取り受けることができる「分配型投資信託」へのニーズが根強い。また、金融業界は、高齢者の資産を守り「家計の安定的な資産形成」に見合う金融サービスとして、「解約制限付き信託」、「後見制度支援信託」や「遺言代用信託」といった多様な信託関連サービスを高齢者に提供し始めている。最近では、親族間で結ばれる「民事信託(家族信託)」への注目度も高い。
- ⑥ 信託関連以外では、長生きや認知症に備えた「トンチン年金」や「認知症保険」の拡大、高齢者の持家を活用した現金調達手段である「リバースモーゲージ」や「リースバック」の利用などの動きが市中に広がってきた。いわゆる「キャッシュレス決済」をめぐる高齢者の動向や、金融機関による「認知症サポーター」への取組も注目を集めている。

## はじめに

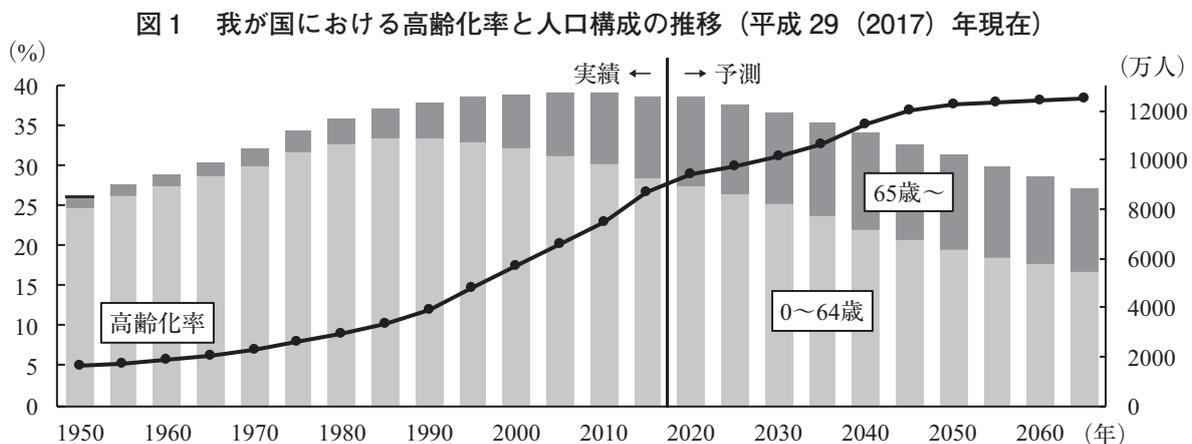
我が国では平成 25（2013）年、全人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合を表す「高齢化率」が初めて 25% を上回った<sup>(1)</sup>。社会の高齢化が叫ばれるようになって久しいが、ついに我が国は、国民の 4 人に 1 人が高齢者というかつてない「超高齢社会」<sup>(2)</sup>を迎えたことになる。

あらゆる産業分野で超高齢社会への対応が進む中、金融の分野では官民を問わず活発な取組がなされている。本稿においては、第 I 章で我が国の高齢化の現状と将来像を確認し、第 II 章で「家計資産をめぐる格差」、第 III 章では「認知症と金融資産」という観点からそれぞれ超高齢社会を概観した後、こうした問題への行政の対応を第 IV 章で紹介する。そして、金融サービスの動向について、第 V 章で信託関連、第 VI 章では保険・不動産関連を中心に整理する。

## I 深化する超高齢社会

内閣府によれば、我が国の高齢化率は今から 49 年前の昭和 45（1970）年に 7%、25 年前の平成 6（1994）年に 14%、12 年前の平成 19（2007）年に 21% を超え<sup>(3)</sup>、平成 29（2017）年 10 月の時点で 27.7% となっている。高齢化とともに少子化が進行し人口減少社会が訪れた我が国にあって<sup>(4)</sup>、この高齢化率は今後も一貫して上昇していくことが見込まれており、6 年後の令和 7（2025）年に 30%、46 年後の令和 47（2065）年には 38.4% に達すると予測されている<sup>(5)</sup>。

国民の 3 人に 1 人が高齢者という社会の到来も、もはや遠い未来の話ではない。（図 1）



（出典）内閣府編『高齢社会白書 平成 30 年版』2018, p.4.

\* 本稿執筆のためのインターネット情報などへの最終アクセス日は、平成 31（2019）年 4 月 4 日である。また、本稿は、川端一摩「超高齢社会と金融の役割」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1032, 2019.1.17. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11222295\\_po\\_1032.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11222295_po_1032.pdf?contentNo=1)> に加筆を施したものである。

- (1) 内閣府編『高齢社会白書 平成 26 年版』2014, p.2.
- (2) 超高齢社会とは、高齢化率が 21% を超えた社会を示すのが一般的である。この前段階の「高齢社会」は高齢化率 14% 以上、「高齢化社会」は同 7% 以上の社会とされている。
- (3) 内閣府編『高齢社会白書 平成 20 年版』2008, p.2.
- (4) 総務省統計局『日本の統計 2018』2018, pp.8-9.
- (5) 内閣府編『高齢社会白書 平成 30 年版』2018, pp.2-6.

## Ⅱ 家計資産をめぐる格差

超高齢社会が深化を続ける中で、我が国の家計が保有する金融資産は、長期的に見て増加の傾向にある。その額は、平成 10 (1998) 年 12 月に 1315 兆円、平成 20 (2008) 年 12 月に 1502 兆円であったところ、平成 30 (2018) 年 12 月には 1830 兆円となっており、現金と預貯金が多くを占めている点が特徴である<sup>(6)</sup>。

昨今、こうした家計資産をめぐる格差の拡大が懸念されているが、資産格差は、大きく「世代間の縦の資産格差」と「世帯間の横の資産格差」に分類することができる。加えて、最近では「都市部と地方部での地域間の資産格差」も問題視され始めている。

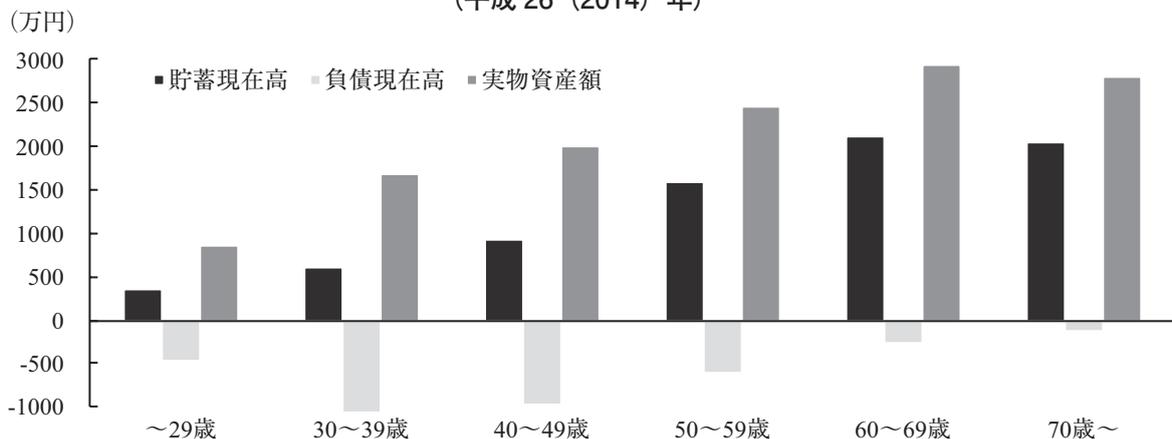
### 1 世代間の縦の資産格差

#### (1) 世代ごと 1 世帯当たりの資産

我が国においては、世帯の年齢階級の上昇とその保有する資産額の増加がおおむね同調しており、世代を隔てた縦の資産格差が発生している。

総務省「全国消費実態調査」によれば、平成 26 (2014) 年現在、2 人以上世帯における世帯主年齢階級別の 1 世帯当たり「家計資産額」は図 2 のとおりとなる。預貯金、生命保険や株式などから構成される「貯蓄現在高」と不動産や自動車などの「実物資産額」は世帯主 60 歳代の世代が最大で、この実物資産の購入といった目的で借り入れられた「負債現在高」については、世帯主 70 歳以上の世代が最小となっている<sup>(7)</sup>。

図 2 2 人以上世帯における世帯主年齢階級別の 1 世帯当たり家計資産額  
(平成 26 (2014) 年)



(注) 実物資産額は、減価償却が考慮された「純資産」ベースのものである(総務省統計局「平成 26 年全国消費実態調査 家計資産に関する結果 結果の概要」2016.3.25. <<https://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/pdf/gaiyo4.pdf>>)。

(出典) 総務省統計局編『全国消費実態調査報告 平成 26 年 第 2 巻 (家計資産編)』2016, pp.932-933 を基に筆者作成。

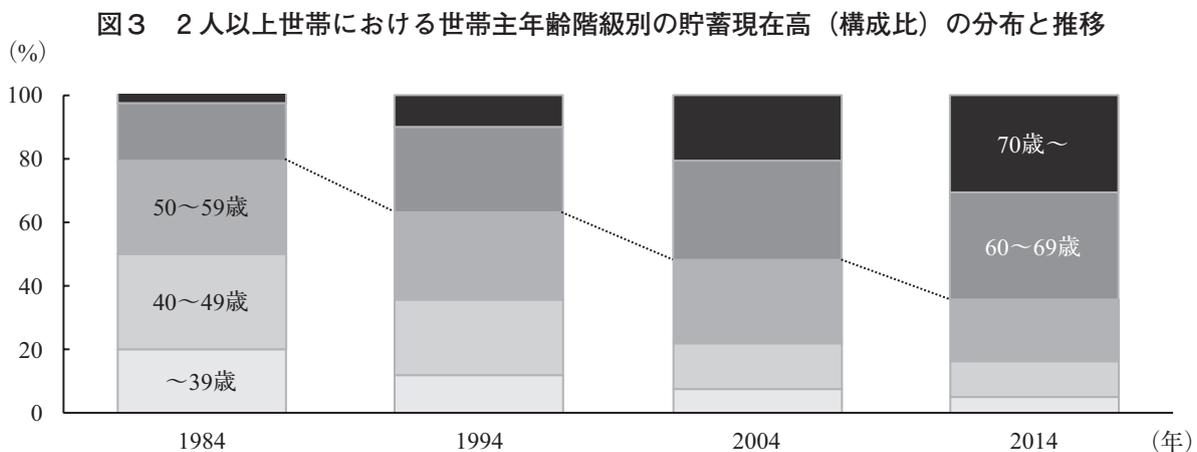
(6) 日本銀行調査統計局「参考図表 2018 年第 4 四半期の資金循環 (速報)」2019.3.19. <<http://www.boj.or.jp/statistics/sj/sjexp.pdf>>; 「主要時系列統計データ表 家計金融資産 (資産循環統計) (四半期)」日本銀行 HP <[http://www.stat-search.boj.or.jp/ssi/mtshtml/ff\\_q\\_1.html](http://www.stat-search.boj.or.jp/ssi/mtshtml/ff_q_1.html)>

(7) 総務省統計局編『全国消費実態調査報告 平成 26 年 第 2 巻 (家計資産編)』2016, pp.932-933. なお、同調査においては、貯蓄現在高から負債現在高を差し引いたものが「金融資産額」とされている。

また、金融広報中央委員会<sup>(8)</sup>は、平成 30 (2018) 年における同じく「金融資産保有額」<sup>(9)</sup>の平均 (及び中央値<sup>(10)</sup>) について、20 歳代が 249 万円 (111 万円)、30 歳代が 660 万円 (382 万円)、40 歳代が 942 万円 (550 万円)、50 歳代が 1481 万円 (900 万円)、60 歳代が 1849 万円 (1000 万円) で 70 歳以上が 1780 万円 (700 万円) という調査結果を公表している<sup>(11)</sup>。

## (2) 資産の世代分布と推移

総務省「全国消費実態調査」によれば、2 人以上世帯における世帯主年齢階級別の「貯蓄現在高」の構成比は、図 3 のとおり分布・推移している。世帯主 60 歳以上の世代が預貯金、生命保険や株式などを保有する割合は、昭和 59 (1984) 年の時点では我が国の家計全体の 2 割程度であったが、年を追うごとに拡大していき、それから 30 年を経た平成 26 (2014) 年には 6 割を超えるまでに膨らんでいる<sup>(12)</sup>。



(出典) 各年の総務省 (総務庁) 統計局『全国消費実態調査報告』を基に筆者作成。

## (3) 資産の世代間移転の停滞

我が国で世代間の資産格差が広がる背景として、高齢者世代から若年世代への資産の移転が停滞している状況が考えられる。

財務省によれば、相続税申告時に被相続人の死亡時の年齢が 80 歳以上であった割合は、今から 21 年前の平成 10 (1998) 年は全体の半数以下の 46.5% であったが、平成 25 (2013) 年には 68.3% となり、そのうち 90 歳以上の割合も全体の 23.7% に及んでいる。こうした相続は、相続人が 50 歳代以上のいわゆる「老々相続」となる可能性が高い。したがって、若年世代に向けた資産の移転にはつながらず、むしろ上の世代への資産の滞留を招くことになる<sup>(13)</sup>。

(8) 金融広報中央委員会は、日本銀行内に事務局が置かれており、都道府県金融広報委員会、政府、日本銀行、地方公共団体や民間企業などと協力し、中立・公平な立場から金融に関する広報活動を行っている。

(9) 総務省「全国消費実態調査」における「金融資産額」と異なり、これには負債は反映されていない。

(10) 中央値は、対象となるデータを大きさの順に並べ、その中央に位置するデータの値である。

(11) 「家計の金融行動に関する世論調査 [二人以上世帯調査] 各種分類別データ (平成 30 年)」金融広報中央委員会 HP <<https://www.shiruporuto.jp/public/data/survey/yoron/futari/2018/pdf/per21801.xlsx>>

(12) 総務庁統計局編『全国消費実態調査報告 昭和 59 年 第 3 巻 (貯蓄編)』1985, pp.144-155; 総務省統計局編 前掲注(7)

(13) 財務省「説明資料 [相続税・贈与税]」2015.10.27, p.15. 内閣府 HP <[https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/20151026\\_27zen25kai2.pdf](https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/20151026_27zen25kai2.pdf)>

## 2 世帯間の横の資産格差

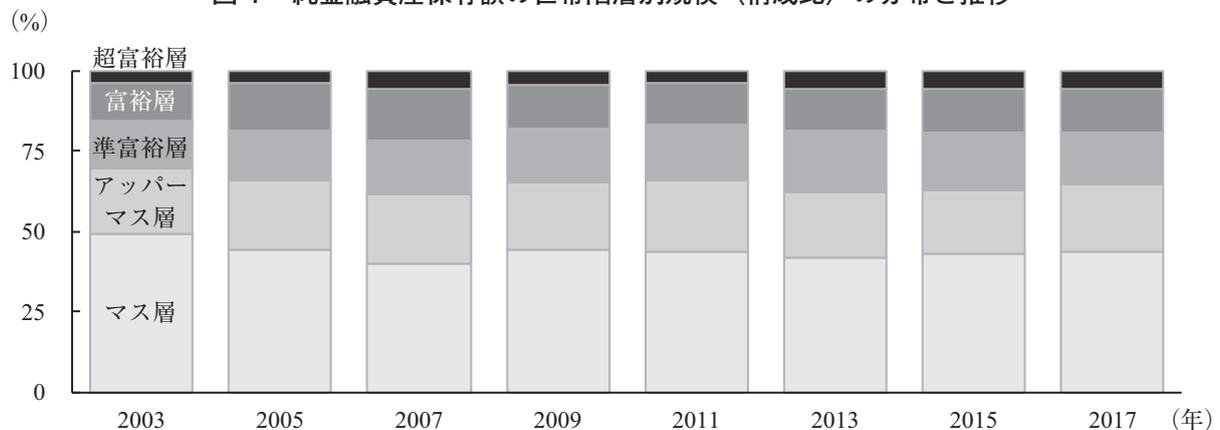
### (1) 世帯階層別の保有金融資産

家計による金融資産の保有をめぐるのは、世帯間に横たわる格差も小さくない。

野村総合研究所は、平成 29 (2017) 年における「純金融資産保有額」<sup>(14)</sup>の世帯階層別の規模について、純金融資産保有額 5 億円以上の「超富裕層」8.4 万世帯が 84 兆円、同 1 億円以上 5 億円未満の「富裕層」118.3 万世帯が 215 兆円、同 5000 万円以上 1 億円未満の「準富裕層」322.2 万世帯が 247 兆円、同 3000 万円以上 5000 万円未満の「アップーマス層」720.3 万世帯が 320 兆円、同 3000 万円未満の「マス層」4203.1 万世帯が 673 兆円としている。

家計金融資産の半分以上を国民の 2 割程度のアッパーマス層以上の世帯が占めていることになるが、図 4 のとおり、我が国ではこうした状況が以前から続いてきた<sup>(15)</sup>。

図 4 純金融資産保有額の世帯階層別規模（構成比）の分布と推移



(出典) 野村総合研究所「野村総合研究所、日本の富裕層は 127 万世帯、純金融資産総額は 299 兆円と推計」2018.12.18. <[https://www.nri.com/jp/news/newsrelease/lst/2018/cc/1218\\_1](https://www.nri.com/jp/news/newsrelease/lst/2018/cc/1218_1)> を基に筆者作成。

また、金融広報中央委員会の調査によると、平成 30 (2018) 年において、2 人以上世帯のうち 22.7% が金融資産を保有しておらず、とりわけ無収入の世帯で 33.3%、年間収入 300 万円未満の世帯では 34.8% がこの状態に該当しているという<sup>(16)</sup>。

### (2) 高齢者世帯間の資産格差

先に紹介したとおり、高齢者世代は下の世代に比べて多くの資産を保有しているところだが、その高齢者にあっても世帯間では横の資産格差が存在している。

総務省「家計調査」によれば、平成 29 (2017) 年現在、世帯主 60 歳以上の 2 人以上世帯における「貯蓄現在高」階級別の世帯分布は図 5 のとおりである。約 1 割の世帯で貯蓄額が 200 万円に満たない一方、預貯金などを 2000 万円以上保有する世帯は 4 割を上回っている<sup>(17)</sup>。

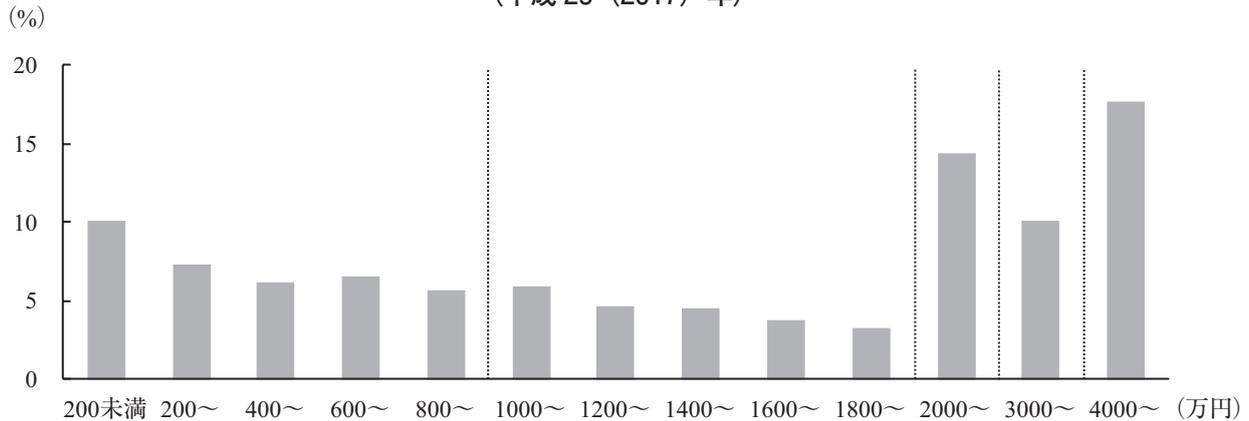
(14) ここでは、金融資産の合計額から負債分が差し引かれている（野村総合研究所「野村総合研究所、日本の富裕層は 127 万世帯、純金融資産総額は 299 兆円と推計」2018.12.18. <[https://www.nri.com/jp/news/newsrelease/lst/2018/cc/1218\\_1](https://www.nri.com/jp/news/newsrelease/lst/2018/cc/1218_1)>）。

(15) 同上

(16) 「家計の金融行動に関する世論調査〔二人以上世帯調査〕各種分類別データ（平成 30 年）」前掲注(11)

(17) 総務省統計局編『家計調査年報（Ⅱ 貯蓄・負債編）平成 29 年』2018, pp.190-191.

図5 世帯主60歳以上の2人以上世帯における貯蓄現在高階級別の世帯分布  
(平成29(2017)年)



(出典) 総務省統計局編『家計調査年報(Ⅱ 貯蓄・負債編)平成29年』2018, pp.190-191を基に筆者作成。

また、金融広報中央委員会の調査によると、平成30(2018)年現在、2人以上世帯における世帯主年間収入階級別の「金融商品保有額」の平均(及び中央値)は、世帯主60歳代の世帯の場合、年間収入が300万円未満の世帯(無収入世帯を除く。)で1337万円(460万円)、1200万円以上の世帯では5695万円(3270万円)である。世帯主70歳以上の世帯にあっては、年間収入が300万円未満の世帯(無収入世帯を除く。)の829万円(300万円)に対して1200万円以上の世帯は8765万円(4332万円)となっており、いずれも大きな開きがある<sup>(18)</sup>。

### 3 地域間の資産格差

最近では、相続を受ける世代の都市部への集中に伴い、相続資産が東京圏などに流入する傾向が見られる。そこで、将来に向けて地域間で金融資産が偏在し、地方部において地域経済が機能不全に陥ることなどが懸念されている<sup>(19)</sup>。

野村資本市場研究所によれば、今から11年後の令和12(2030)年には40道府県で平成29(2017)年の時点よりも金融資産が減少し、増加が想定されるのは埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、滋賀県と奈良県のみであるという。このうち増加率が最も高い地域は、埼玉県と千葉県の見込みである<sup>(20)</sup>。

また、みずほ総合研究所は今後の我が国の金融資産について、平成27(2015)年から令和7(2025)年にかけて22県で減少するのに対し、埼玉県、千葉県、東京都と神奈川県の4都県では増加となり、その額は東京都で37兆円、神奈川県では17兆円に上るとしている。そして、令和7(2025)年から令和17(2035)年にかけては減少地域が33道府県まで広がる中、東京圏の4都県では引き続き増加が予測されている<sup>(21)</sup>。

(18) 「家計の金融行動に関する世論調査〔二人以上世帯調査〕設問間クロス集計(平成30年)」金融広報中央委員会 HP <<https://www.shiruporuto.jp/public/data/movie/yoron/futari/2018/pdf/crs21801.xlsx>>

(19) 例えば、「個人マネー 地方から流出 相続で都市部の現役世代へ」『日本経済新聞』2018.7.29.

(20) 宮本佐知子「2030年の家計金融資産の姿―年齢階層別・地域別の展望と示唆―」『野村資本市場クォーターリー』21巻4号, 2018.春, pp.5-25.

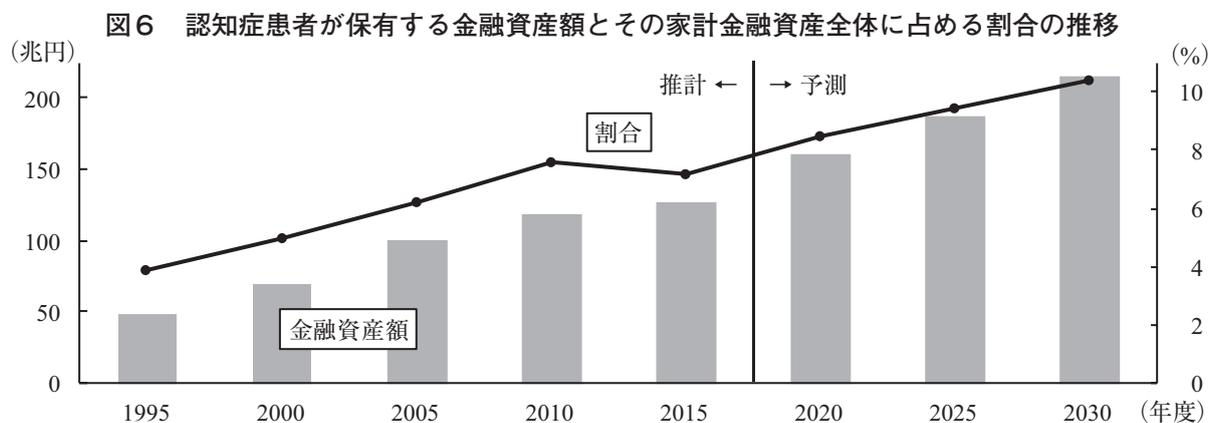
(21) みずほ総合研究所「都道府県別の高齢化と個人金融資産の状況～今後、個人金融資産は東京都や神奈川県に集中～」2018.12.13. <<https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/urgency/report181213.pdf>>

### Ⅲ 認知症と金融資産

社会の高齢化に伴って、我が国では認知症患者の増加が見込まれている<sup>(22)</sup>。

厚生労働省は、平成 24 (2012) 年に 462 万人であった認知症の高齢者について、今から 6 年後の令和 7 (2025) 年に 730 万人前後、41 年後の令和 42 (2060) 年には 1154 万人前後に達する可能性がある<sup>(23)</sup>。これが現実となった場合、我が国は令和 7 (2025) 年、第 I 章で紹介したとおり国民の 3 人に 1 人が高齢者で、なおかつ高齢者の 5 人に 1 人が認知症患者という今までにない社会を迎えることになる<sup>(24)</sup>。

また、第一生命経済研究所は、平成 27 (2015) 年度に 127 兆円と推計された認知症患者が保有する金融資産額について、今から 11 年後の令和 12 (2030) 年度には 215 兆円まで増加し、その家計金融資産全体に占める割合も 1 割に達すると予測している<sup>(25)</sup>。(図 6)



(出典) 星野卓也「認知症患者の金融資産 200 兆円の未来」2018.8.28, pp.2-3. 第一生命経済研究所 HP <<http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/pdf/macro/2018/hoshi180828.pdf>>

さらに、みずほ総合研究所によれば、16 年後の令和 17 (2035) 年には家計金融資産のうち株式や投資信託などの有価証券について、家計全体の約 15% が認知症の高齢者の保有となる可能性があるという<sup>(26)</sup>。

こうした将来予測もあって、我が国の金融の分野においては、認知症患者が保有する金融資産をどのように扱っていくかということが中長期的な課題となっている。

(22) 我が国における認知症対策の詳細については、佐藤通生「認知症対策の現状と課題」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.846, 2015.1.27. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8943898\\_po\\_0846.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8943898_po_0846.pdf?contentNo=1)> を参照。

(23) 『日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究—平成 26 年度総括・分担研究報告書—厚生労働科学研究費補助金厚生労働科学特別研究事業—』2015, pp.2-6.

(24) 内閣府編 前掲注(5); 内閣府編『高齢社会白書 平成 29 年版』2017, pp.19-21.

(25) 星野卓也「認知症患者の金融資産 200 兆円の未来」2018.8.28, p.2. 第一生命経済研究所 HP <<http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/pdf/macro/2018/hoshi180828.pdf>>

(26) みずほ総合研究所「高齢社会と金融～高齢社会と多様化するニーズに金融機関はどう対応するか～」2018.1.31, p.11. <<https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/urgency/report180131.pdf>>

## IV 行政による対応

平成 30 (2018) 年 7 月、金融庁は「高齢社会における金融サービスのあり方 (中間的なとりまとめ)」(以下「金融庁中間とりまとめ」という。)を公表した<sup>(27)</sup>。また、同年 9 月には、平成 29 事務年度の金融行政を総括し平成 30 事務年度に目指すべき方向性を示すため<sup>(28)</sup>、「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～ (平成 30 事務年度)」<sup>(29)</sup> (以下「平成 30 金融行政方針」という。)を策定している。

本章では、これらの内容も踏まえながら、超高齢社会における家計資産の取扱いに関する行政の対応を概観する。

### 1 金融行政の方向性

#### (1) 「家計の安定的な資産形成」と「高齢社会における金融サービスのあり方」

金融庁はここ数年来、「家計の安定的な資産形成の推進」を重点施策に掲げている。これは、表現を変えれば、家計が保有する金融資産について、預貯金から株式や投資信託などへの分散を促すという行政による働きかけである。

人口減少社会を迎えた我が国にあっては、老後に備えた国民の資産設計について、公的年金と預貯金を柱としたこれまでの姿から、個々人が自ら資産を運用・形成していく「自助努力」を基盤に据えた形への転換が必要とされている。超低金利が続く昨今、資産形成において預貯金が果たす役割は低下しており、「貯蓄から投資 (資産形成) へ」<sup>(30)</sup>とのキャッチフレーズが示すとおり、こうした転換に向けては株式や投資信託といったリスク資産<sup>(31)</sup>の活用が重要になると考えられる。

しかし、平成 30 金融行政方針でも家計金融資産の過半の 900 兆円以上が預貯金に偏在している現状が指摘されているとおり、高齢者世帯の保有を含む我が国の家計金融資産においては、株式や投資信託などの割合はまだまだ小さいのが実態である。そこで、平成 30 金融行政方針では「家計の安定的な資産形成の推進」に向けた施策として、「「顧客本位の業務運営」の確立と定着」<sup>(32)</sup>、「長期・積立・分散投資の推進」と「高齢社会における金融サービスのあり方の検討」の 3 項目が示された<sup>(33)</sup>。

(27) 金融庁「高齢社会における金融サービスのあり方 (中間的なとりまとめ)」2018.7.3. <[https://www.fsa.go.jp/policy/koureisyakai/chuukan\\_torimatome/chuukan\\_torimatome.pdf](https://www.fsa.go.jp/policy/koureisyakai/chuukan_torimatome/chuukan_torimatome.pdf)>

(28) 平成 29 事務年度は平成 29 (2017) 年 7 月から平成 30 (2018) 年 6 月まで、平成 30 事務年度は平成 30 (2018) 年 7 月から令和元 (2019) 年 6 月までである。

(29) 金融庁「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～ (平成 30 事務年度)」2018.9. <[https://www.fsa.go.jp/news/30/For\\_Providing\\_Better\\_Financial\\_Services.pdf](https://www.fsa.go.jp/news/30/For_Providing_Better_Financial_Services.pdf)>

(30) 家計金融資産をめぐる「貯蓄から投資へ」というキャッチフレーズは、とりわけ 2000 年代以降に注目されるようになった。最近では、金融庁はこれを「貯蓄から資産形成へ」と言い換えている。

(31) リスク資産とは、高利回りが期待されるが元本割れの危険 (リスク) もある資産の総称であり、株式、社債、不動産や投資信託などが該当する。こうしたリスクが小さい預貯金や国債などは、リスク資産に対し「安全資産」と呼ばれる。

(32) 金融庁が提唱している「顧客本位の業務運営」については、川端一摩「金融における「顧客本位の業務運営」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.990, 2018.1.11. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11008153\\_po\\_0990.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11008153_po_0990.pdf?contentNo=1)> を参照。

(33) 金融庁 前掲注(29), pp.32-44.

この「高齢社会における金融サービスのあり方の検討」の項目では、超高齢社会への対応を検討するに当たって、「退職世代等の多様性」や「かつて標準的と考えられてきたモデルが空洞化している現状」を踏まえるべきとの言及がある。その上で、金融行政上の課題として、「B to C（業者起点）から C to B（顧客起点）のビジネスモデルへの転換」、「金融・非金融の垣根を越えた連携」と「見える化」を通じたより良い商品・サービスの選択」の3点が挙げられている<sup>(34)</sup>。

## (2) フィナンシャル・ジェロントロジーの活用

金融庁中間とりまとめと平成 30 金融行政方針においては、「フィナンシャル・ジェロントロジー」の知見の必要性が説かれている<sup>(35)</sup>。

我が国で「金融老年学」と訳されるフィナンシャル・ジェロントロジーは、加齢によって生じる諸問題を医学、心理学や社会学などの様々な視点から捉える「ジェロントロジー（老年学）」と「ファイナンス（金融）」に関する研究が融合した、学際的な研究分野である。米国で 1980 年代末に確立された概念とされており<sup>(36)</sup>、近年、我が国では産学連携で取組が進みつつある。

我が国におけるフィナンシャル・ジェロントロジーの代表的な研究者である駒村康平慶應義塾大学教授によれば、高齢者の場合、加齢による認知機能の低下に伴って、意思決定が相手方の説明に左右される、選択肢が多い問題への対応が困難で単純かつ肯定的な情報を好む、意思決定を先送りし保有するものの価値を過大評価するといったような傾向が強くなるという。したがって、超高齢社会において高齢の投資家と相対していくに当たっては、こうした高齢者の特性に留意した上で、その保護にかなった金融サービスが求められることになる<sup>(37)</sup>。

## 2 NISA（少額投資非課税制度）と iDeCo（個人型確定拠出年金）

超高齢社会に対峙する我が国の政府は、「家計の安定的な資産形成の推進」に向けた具体的な施策の一環として、個々人の単位で取組が可能な「NISA（少額投資非課税制度）」や「iDeCo（個人型確定拠出年金）」の普及に力を入れている。

### (1) NISA（少額投資非課税制度）

NISA は、投資信託などの金融商品に対する少額投資に際し、その利用によって、一定期間にわたり売却益や運用益に係る諸税（税率では計 20.315%<sup>(38)</sup>）が非課税となる制度である。現在、個人投資家を対象とした「NISA」、未成年者向けの「ジュニア NISA」、より長期積立と分散投資に特化した「つみたて NISA」の3種類の制度が設けられている<sup>(39)</sup>。

平成 30 金融行政方針の「長期・積立・分散投資の推進」の項目においては、NISA とつみたて NISA に対し「着実に普及が進んでいる」との言及が見られる。金融庁によれば、平成 30（2018）年 12 月までに両者の利用のため計 1246 万口座が開設され（図 7）、その買付額は 15 兆

<sup>(34)</sup> 同上, pp.43-44.

<sup>(35)</sup> 金融庁 前掲注(27), pp.1, 10-11, 15; 同上, pp.4, 43-44.

<sup>(36)</sup> 野村亜紀子・荒井友里恵「米国のフィナンシャル・ジェロントロジーと日本への示唆—高齢投資家への包括的アプローチの模索—」『野村資本市場クォーターリー』19 巻 2 号, 2015.秋, pp.83-98.

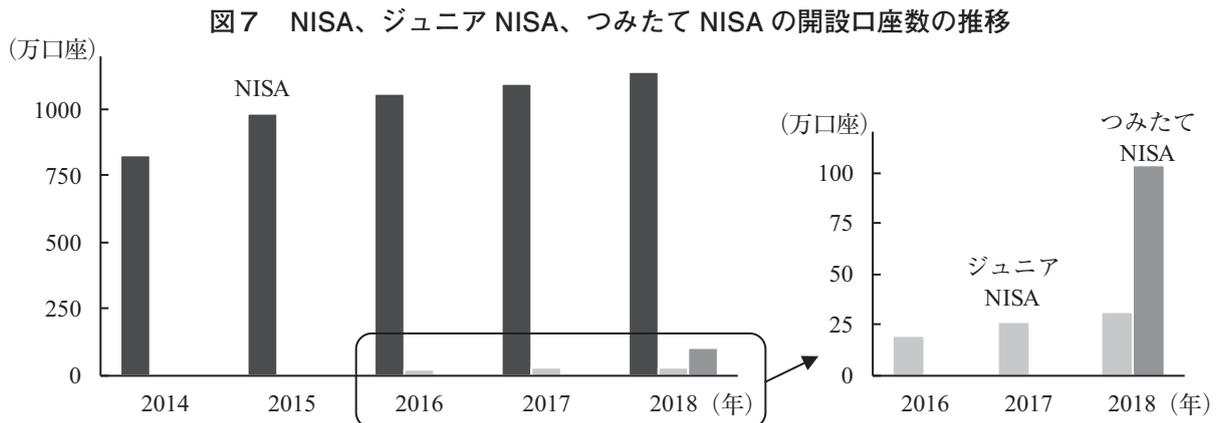
<sup>(37)</sup> 例えば、駒村康平「金融老年学とはどのような学問か」『地銀協月報』696 号, 2018.6, pp.3-9.

<sup>(38)</sup> これは、15%の所得税、0.315%の復興特別所得税と 5%の住民税の税率を足し合わせたものである。

<sup>(39)</sup> NISA は平成 26（2014）年 1 月、ジュニア NISA は平成 28（2016）年 1 月、つみたて NISA は平成 30（2018）年 1 月にそれぞれ開始された。

7218 億円に上っている<sup>(40)</sup>。また、同項目では、平成 26 (2014) 年に NISA を用いて投資を行った場合、平成 30 (2018) 年 3 月の時点で利用者の約 8 割がプラスのリターンを得ているとし、家計の資産形成に対する NISA の寄与が指摘されている<sup>(41)</sup>。

ジュニア NISA については、平成 30 (2018) 年 12 月の時点で開設口座は 31 万口座 (図 7)、買付額は 1162 億円と、NISA・つみたて NISA に比べて小規模である<sup>(42)</sup>。しかしながら、その投資資金が利用者の祖父母や父母など上の世代によって拠出されることから、高齢者世代から若年世代への資産移転に資する存在として期待は大きい<sup>(43)</sup>。



(注) 2018 年は速報ベースの値である。

(出典) 「NISA・ジュニア NISA 利用状況調査」金融庁 HP <<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/datacollection/index.html>> における各年 12 月末現在のデータを基に筆者作成。

なお、NISA とジュニア NISA は令和 5 (2023) 年、つみたて NISA は令和 19 (2037) 年までの制度である。金融庁はかねてからその恒久化を要望しているところだが<sup>(44)</sup>、平成 30 (2018) 年 12 月に決定された与党の「平成 31 年度税制改正大綱」には、いずれについても期限の延長などは盛り込まれなかった<sup>(45)</sup>。

## (2) iDeCo (個人型確定拠出年金)

iDeCo は、加入者が毎月一定額の掛金を拠出し、自ら選んだ金融商品で長期的な運用を行った上で 60 歳以降に給付を受けるという仕組みの私的年金である。掛金の全額と受け取る給付金が所得税・住民税の所得控除の対象となり、運用益に係る諸税 (税率では計 20.315%<sup>(46)</sup>) は非課税とされている。

平成 29 (2017) 年 1 月、厚生労働省が iDeCo への加入資格を専業主婦 (主夫)、共済組合員 (公

(40) 「NISA・ジュニア NISA 口座の利用状況調査 (平成 30 年 12 月末現在 (速報値))」金融庁 HP <<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa/20190213/01.pdf>>

(41) 金融庁 前掲注(29), pp.36-39.

(42) 「NISA・ジュニア NISA 口座の利用状況調査 (平成 30 年 12 月末現在 (速報値))」前掲注(40)

(43) 例えば、「大機小機 ジュニア NISA への期待」『日本経済新聞』2016.4.2.

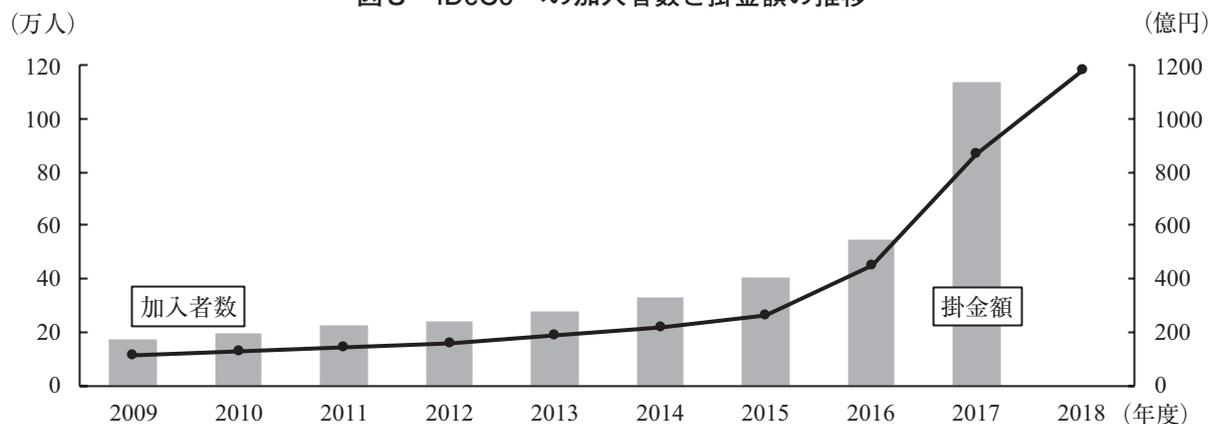
(44) 例えば、金融庁総合政策局総合政策課「平成 31 年度税制改正 (租税特別措置) 要望事項 (拡充・延長) NISA 制度の恒久化等」財務省 HP <[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2019/request/fsa/31y\\_fsa\\_k\\_01.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2019/request/fsa/31y_fsa_k_01.pdf)>

(45) 自由民主党・公明党「平成 31 年度税制改正大綱」2018.12.14, pp.13, 26-28. <[https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/138664\\_1.pdf?\\_ga=2.178805671.2070988706.1545004592-616316205.1543885056](https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/138664_1.pdf?_ga=2.178805671.2070988706.1545004592-616316205.1543885056)>

(46) 前掲注(38)を参照。

務員)と私学共済組合員にも拡充した結果、海外居住者や国民年金の保険料未払者などを除く20歳以上60歳未満の全国民がiDeCoの対象となった。運営管理機関連絡協議会<sup>(47)</sup>などによれば、加入者数はこれ以降に急増を見せており、平成30(2018)年8月には100万人を突破し、その後も拡大を続けている<sup>(48)</sup>。(図8)

図8 iDeCoへの加入者数と掛金額の推移



(注) 2018年度は平成31(2019)年2月末現在の値であり、この時点における掛金額は公表されていない。

(出典) 運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料 2002年3月末～2018年3月末」pp.19, 24. iDeCo公式サイト HP <[https://www.ideco-koushiki.jp/library/pdf/statistics\\_3003.pdf](https://www.ideco-koushiki.jp/library/pdf/statistics_3003.pdf)>; 「iDeCo(個人型確定拠出年金)の加入者数等について」同 <[https://www.ideco-koushiki.jp/library/pdf/number\\_of\\_members\\_H3102.pdf](https://www.ideco-koushiki.jp/library/pdf/number_of_members_H3102.pdf)> を基に筆者作成。

将来にわたり公的年金の先細りが懸念されている中、老後に備えた自助努力であるNISAやiDeCoに対しては、今後も社会的なニーズが高まっていくと考えられている<sup>(49)</sup>。

### 3 贈与税制上の優遇措置

平成25(2013)年度の税制改正においては、20歳以上の孫や子に対する祖父母や父母からの贈与について、基礎控除(年間で110万円まで)後の課税価格が300万円超3000万円以下の範囲で贈与税率が引き下げられた(この新たな税率の適用は平成27(2015)年1月以降)。

加えて、贈与税制では世代間の円滑な資産移転に向けて、贈与の目的ごとに以下のような優遇措置が用意されている<sup>(50)</sup>。

#### (1) 教育資金贈与非課税措置と結婚・子育て資金贈与非課税措置

平成25(2013)年4月、学費、給食費、学用品購入費や趣味的な習い事の月謝など広く教育資金への利活用を目的に、祖父母や父母が30歳未満の孫や子に向けて一括贈与を行う場合に、

(47) 運営管理機関連絡協議会は、国への登録に基づき確定拠出年金の運営管理(iDeCo加入者への運用商品の提示など)に携わる金融機関など(運用管理機関)によって構成されている。

(48) 運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料 2002年3月末～2018年3月末」p.19. iDeCo公式サイト HP <[https://www.ideco-koushiki.jp/library/pdf/statistics\\_3003.pdf](https://www.ideco-koushiki.jp/library/pdf/statistics_3003.pdf)>; 「確定拠出年金の施行状況 平成30年8月31日現在」厚生労働省 HP <<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000360624.pdf>>

(49) 例えば、白杵政治「経済教室 人生100年時代に備える 下 老後保障、自助努力 重要に」『日本経済新聞』2018.6.1.

(50) ただし、こうした優遇措置に対しては、裕福な祖父母や父母からその孫や子への資産移転に有利に働き、世帯間の横の資産格差の固定や拡大をもたらすとの懸念も見られる(例えば、國枝繁樹「経済活性化のための贈与税非課税制度の問題点」『税研』29巻3号, 2013.9, pp.32-37.)。

1500万円を上限として贈与税が非課税となる措置が導入された。平成27(2015)年4月には、20歳以上50歳未満の孫や子の結婚・子育て資金に充てるべく祖父母や父母が一括贈与を行う場合、1000万円を上限に贈与税が非課税となる措置も始まっている。

この「教育資金贈与非課税措置」と「結婚・子育て資金贈与非課税措置」は、共に平成31(2019)年3月末までの時限措置であったが、平成31年度税制改正大綱において、それぞれ期限を令和3(2021)年3月末まで延長するとの新たな枠組みが打ち出された。

一方、同大綱にあっては、利用要件の一部縮小も同時に掲げられている。贈与を受ける孫や子の年間所得が1000万円以上の場合、両措置は適用できなくなり(平成31(2019)年4月1日以降)、教育資金贈与非課税措置においては、23歳以上の孫や子の趣味的な習い事を目的とした贈与も適用除外とされる(同年(令和元(2019)年)7月1日以降)<sup>(51)</sup>。

なお、両措置の実際の利用状況については第V章で紹介する。

## (2) 住宅取得等資金贈与非課税措置

孫や子が住宅を取得するに当たっては、贈与税の賦課なく祖父母や父母から贈与を受けることが認められている。平成21(2009)年に始まった措置で、平成30(2018)年現在の贈与額の上限は1200万円である。この上限額は、令和元(2019)年10月に予定されている消費税率の8%から10%への引上げに先立ち、住宅の駆け込み需要への反動減に対応するべく、同年(平成31(2019)年)4月から3000万円に引き上げられた<sup>(52)</sup>。

## V 信託関連の金融サービス

いわゆる「人生100年時代」が到来した我が国においては、生命寿命や健康寿命の伸長に従って個人個人の「資産寿命」を延ばしていくことの重要性が唱えられている<sup>(53)</sup>。そして、市場や行政が金融業界に求めているのは、それに見合った金融サービスの提供である。本章では、こうした金融サービスのうち、商品展開や利用の拡大が特に目覚ましい「信託」の枠組みを活用したものについて整理する。

### 1 分配型投資信託

投資信託は、不特定多数の投資家から資金を集め、生成されたファンドを金融機関の専門家が株式や債券などで運用するという仕組みの金融商品である。少額から購入でき、複数の銘柄への分散投資を通じてリスクの軽減が図られることから、投資信託はNISAやiDeCoを担う存在としても期待されている。

数ある投資信託商品の中で、高齢者にあっては、現金による分配金を毎月受け取ることが可能な「毎月分配型」の商品へのニーズが根強い<sup>(54)</sup>。その主たる理由は、高齢者が必要とする生

(51) 自由民主党・公明党 前掲注(45), pp.14, 45-46.

(52) 国土交通省「消費税率10%への引上げ後の住宅取得にメリットが出る支援策を用意!」2019.2. <<http://www.mlit.go.jp/common/001273427.pdf>>

(53) 例えば、「社説 長寿時代の金融革新 運用もしながら資産寿命を延ばしたい」『日本経済新聞』2019.1.28.

(54) 例えば、投資信託協会「投資信託に関するアンケート調査報告書」2018.3, pp.63-66. <<https://www.toushin.or.jp/statistics/report/research2017/>>

活資金が、偶数月ごとの年金収入だけでは不足しがちなことである<sup>(55)</sup>。平成 29 (2017) 年に野村アセットマネジメントと野村資本市場研究所が行った調査によれば、高齢者は、平均で年間 71 万円 (月平均では 6 万円弱) を、預貯金などの金融資産から取り崩している<sup>(56)</sup>。

他方、分配型の投資信託においては、運用益に加えて元本の一部が分配金に回されることから、一般に分配頻度が高い商品ほど長期的な資産形成に適さないと言われている。金融庁はここ数年来、とりわけ毎月分配型投資信託商品の実態について、「家計の安定的な資産形成」にそぐわないとして金融業界に厳しい指摘を繰り返してきた<sup>(57)</sup>。昨今、毎月分配型投資信託のシェアは縮小傾向にあり、投資信託協会によると、ピーク時の平成 23 (2011) 年 8 月に 67.5% であった株式投資信託に占める割合は、平成 31 (2019) 年 2 月には 23.4% まで低下している<sup>(58)</sup>。

こうした状況を背景に、最近では、高齢者の定期的な分配金に対するニーズに応えつつ長期にわたる資産形成を目指したサービスとして、年金が支給されない奇数月に分配金が支払われるという「隔月分配型」の投資信託商品なども登場している<sup>(59)</sup>。

## 2 解約制限付き信託

高齢者の資産を狙った犯罪は後を絶たない。例えば、警察庁によれば平成 30 (2018) 年に「振り込め詐欺」は全国で 1 万 6000 件余りが確認されており、平成 26 (2014) 年以降、被害額は毎年実に 300 億円を上回り続けている<sup>(60)</sup>。

振り込め詐欺のような犯罪から高齢者を守る手段としては、まずは「成年後見制度」が想定される場所であるが<sup>(61)</sup>、その手続の煩雑さや親族が後見人となった場合に求められる負担の重さ、第三者を後見人に立てた場合にあっては費用の問題などから、実際には利用が敬遠されがちと指摘されている<sup>(62)</sup>。最高裁判所は平成 30 (2018) 年 12 月現在、成年後見制度の利用者を 22 万人弱としており<sup>(63)</sup>、認知症の高齢者が平成 24 (2012) 年の時点で 462 万人に上っていること (第Ⅲ章を参照) と比較しても、利用が実態に追いついていないとは言い難い。

こうした中、大手信託銀行である三井住友信託銀行、三菱 UFJ 信託銀行とみずほ信託銀行は、平成 27 (2015) 年から平成 29 (2017) 年にかけて「解約制限付き信託」と呼ばれる信託商品の提供をそれぞれ開始した。これは、信託銀行が高齢者の資金について信託を受け、その信託財産について、高齢者本人であっても親族や指定した弁護士の同意がなければ払出しができないという仕組みのサービスである。昨今、高齢者の資産を保全するための選択肢の一つとして注目を集めている<sup>(64)</sup>。

(55) 例えば、「板挟みの毎月分配投信 金融庁「資産形成にそぐわない」『日本経済新聞』2017.1.28.

(56) 野村亜紀子ほか「高齢者の資産管理に関するアンケート調査—「金融ジェロントロジー」の観点から—」『野村資本市場クォーターリー』21 巻 4 号, 2018.春, pp.26-40.

(57) 例えば、金融庁「平成 28 事務年度金融レポート」2017.10, pp.57-59. <<https://www.fsa.go.jp/news/29/Report2017.pdf>>

(58) 投資信託協会「数字で見る投資信託」2019.3.13. <<https://www.toushin.or.jp/statistics/statistics/figure/>>

(59) 例えば、「シニアを意識 分配型投信」『日本経済新聞』2018.10.13.

(60) 警察庁捜査第二課・生活安全企画課「平成 30 年における特殊詐欺認知・検挙状況等について (※平成 30 年の値は暫定値)」p.1. <[https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/souni/tokusyusagi/furikomesagi\\_toukei2018.pdf](https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/souni/tokusyusagi/furikomesagi_toukei2018.pdf)>

(61) 成年後見制度の利用によって、判断能力が不十分な成人の財産管理などは、その指定された成年後見人、保佐人又は補助人が代理して行うことになる。

(62) 例えば、「教えて！成年後見制度③費用負担はどれくらい？」『朝日新聞』2019.2.8.

(63) 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況—平成 30 年 1 月～12 月—」p.12. <[http://www.courts.go.jp/vcms\\_lf/20190313koukengaikyoku-h30.pdf](http://www.courts.go.jp/vcms_lf/20190313koukengaikyoku-h30.pdf)>

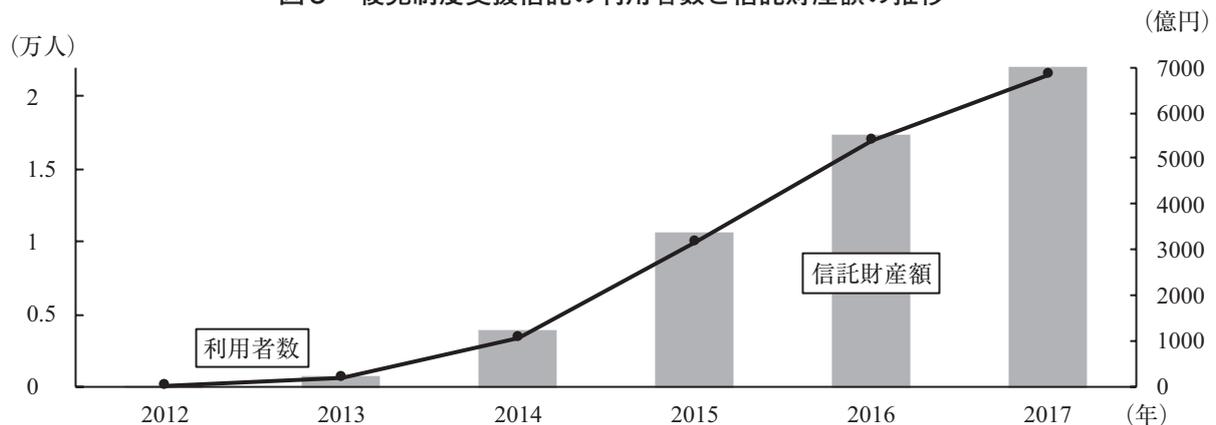
### 3 後見制度支援信託

成年後見制度にあっては、かねてから親族後見人による被後見人（高齢者）の資金の使い込みが問題視されてきた<sup>(65)</sup>。そこで、平成 24（2012）年 2 月、最高裁判所の主導の下で、親族を成年後見人<sup>(66)</sup>に置いた高齢者が保有する資金について、日常生活に不要な大口の部分を信託銀行などが管理・運用するという「後見制度支援信託」が始まった。この信託では、信託銀行などが受託した資金について、家庭裁判所の承認なしでは親族後見人も払出不可という仕組みが採られている。

東京家庭裁判所は、平成 30（2018）年 4 月の時点で後見制度支援信託の商品を取り扱う金融機関として三井住友信託銀行、みずほ信託銀行、三菱 UFJ 信託銀行、りそな銀行、千葉銀行と中国銀行を挙げており<sup>(67)</sup>、最近では、これらの銀行の代理店として後見制度支援信託サービスに参入する地方銀行も見られる<sup>(68)</sup>。また、信用金庫や信用組合においては、その仕組みをより身近な預貯金に準用し、利用の簡便化や利用に係る高齢者の費用負担の軽減が図られた「後見制度支援預金」の商品化が相次いでいる<sup>(69)</sup>。

最高裁判所によれば、平成 29（2017）年 12 月現在、後見制度支援信託の利用者数は累計 2 万人超、信託財産額は累計 6988 億円である<sup>(70)</sup>。（図 9）

図 9 後見制度支援信託の利用者数と信託財産額の推移



(出典) 最高裁判所事務総局家庭局「後見制度支援信託の利用状況等について—平成 29 年 1 月～12 月—」pp.1-2. <[http://www.courts.go.jp/vcms\\_lf/20180425sintakugaikyou\\_h29.pdf](http://www.courts.go.jp/vcms_lf/20180425sintakugaikyou_h29.pdf)> を基に筆者作成。

### 4 遺言代用信託

解約制限付き信託や後見制度支援信託を取り扱う金融機関が限られる一方、近年、地方銀行

(64) 例えば、「高齢の親の財産 どう守る 子が任意代理、信託商品も併用」『日本経済新聞』2018.8.4.

(65) 例えば、「成年後見制度 普及に壁 親族が反対 財産着服も」『日本経済新聞』2011.3.1, 夕刊.

(66) 成年後見人は、成年後見制度に基づき、判断能力を欠く「常況」にある被後見人を保護するべく家庭裁判所によって選任される。被後見人の財産的行為について包括的な代理権を持つ。

(67) 「後見制度支援信託の仕組みに沿った信託商品を提供している金融機関一覧 (H30.4.2 現在)」東京家庭裁判所 HP <[http://www.courts.go.jp/tokyo-f/vcms\\_lf/0101.pdf](http://www.courts.go.jp/tokyo-f/vcms_lf/0101.pdf)>

(68) 例えば、常陽銀行（「資産管理や承継 高齢者支援拡充 常陽銀、民事信託に対応」『日経 MJ』2017.4.7.）。

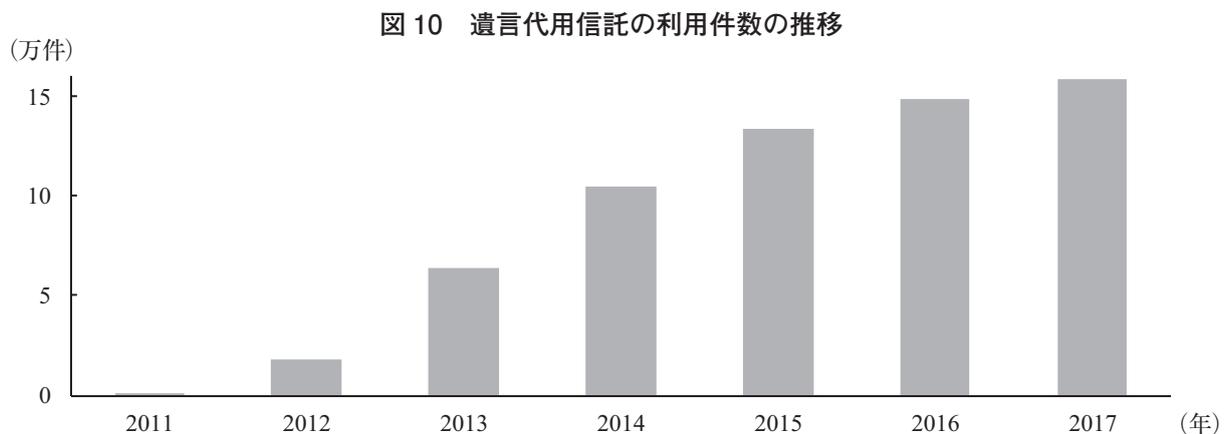
(69) 例えば、十六銀行など（「地域金融機関 後見支援預金広がる 十六銀行や 13 都県の信金で」『ニッキン』2018.10.19.）。

(70) 最高裁判所事務総局家庭局「後見制度支援信託の利用状況等について—平成 29 年 1 月～12 月—」pp.1-2. <[http://www.courts.go.jp/vcms\\_lf/20180425sintakugaikyou\\_h29.pdf](http://www.courts.go.jp/vcms_lf/20180425sintakugaikyou_h29.pdf)>

など地域の金融機関によって広く展開され始めているのが、「遺言代用信託」と呼ばれる信託商品である。

遺言代用信託にあっては、あらかじめ高齢者本人や親族の一員を受益者として定め、高齢者の資金を信託銀行や地方銀行などに信託することで、高齢者（受益者）に生活資金が定期的にもたらされる、高齢者（委託者）死亡時における親族（受益者）への葬儀費用などの引渡し迅速に行われる、親族（受益者）に対する長期的な資金分配が約束されるといったような、各種のメリットを享受することができる。

信託協会によれば、サービスが始まった平成 21（2009）年 4 月から平成 30（2018）年 3 月までの 9 年間で、新たに利用された遺言代用信託は累計 15 万件以上となっている<sup>(71)</sup>。（図 10）



（出典）信託協会「信託財産総額は史上最高額の 1,141.6 兆円に（信託の受託概況（平成 30 年 3 月末現在）」2018.6.21, p.5. <<https://www.shintaku-kyokai.or.jp/archives/038/trusts20180621.pdf>> を基に筆者作成。

ちなみに、遺言代用信託と呼称が類似したサービスに「遺言信託」があるが、こちらは、高齢者による遺言書の作成・保管から死後の遺言執行までの手続をサポートする商品を指すのが一般的である。このサービス自体は、金融機関の信託業務には該当しない<sup>(72)</sup>。

## 5 民事信託（家族信託）

平成 19（2007）年 9 月、信託法（平成 18 年法律第 108 号）が施行され、大正時代から続いた旧信託法（大正 11 年法律第 62 号）に基づく信託の枠組みが抜本的に見直された。これ以降、従前は信託銀行などが営利目的で受託する「商事信託」が多数を占めた我が国の信託にあって、営利企業を介さず、親族など個々人の間で設定される「民事信託」や「家族信託」と呼ばれる手法が市中に広まってきた<sup>(73)</sup>。

高齢者保有資産の管理・運用は、民事信託（家族信託）の活用が期待される典型例である。その最大のメリットは、成年後見制度や遺言といった他の手法と比べて内容の自由度が高く、資産を保有する高齢者の意思を反映しやすい点と言われている<sup>(74)</sup>。

(71) 信託協会「信託財産総額は史上最高額の 1,141.6 兆円に（信託の受託概況（平成 30 年 3 月末現在）」2018.6.21, p.5. <<https://www.shintaku-kyokai.or.jp/archives/038/trusts20180621.pdf>>

(72) 例えば、「信託使って相続財産管理 節税効果、手続きも簡便に」『日本経済新聞』2014.10.29.

(73) 民事信託や家族信託は明確な定義を持つ用語ではないが、一般に民事信託は商事信託以外の信託全般を指すとされ、家族信託はその一類型として捉えられている。

(74) 例えば、「自分の死後 家族が心配 家族信託 生活を安心設計 遠藤英嗣さん」『日本経済新聞』2017.8.9, 夕刊.

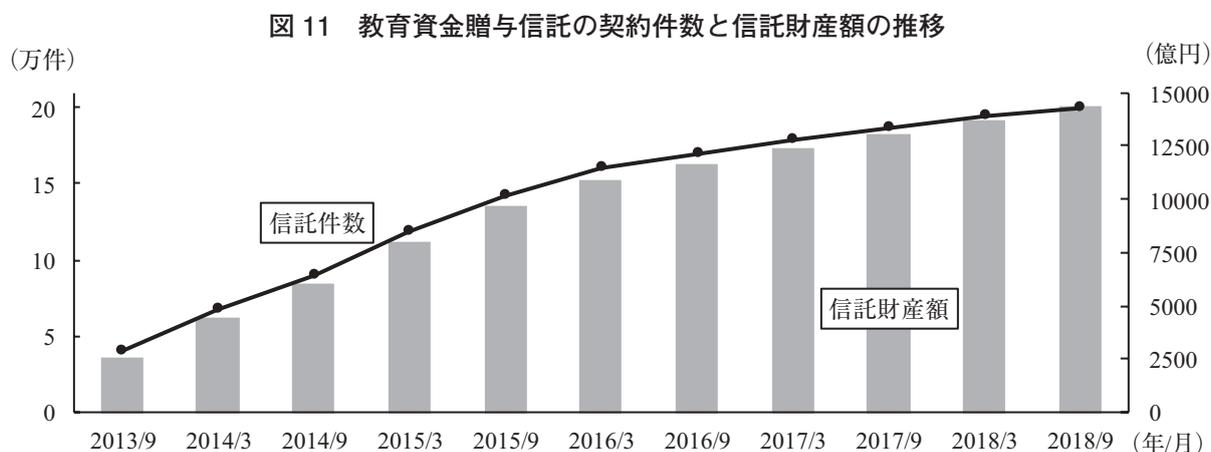
一方、民事信託（家族信託）を受託する側は、専ら信託財産の利益のための行動が求められる「忠実義務」<sup>(75)</sup>や、信託財産を自身の財産（委託者から贈与や相続を受けた財産を含む。）と区別して管理せねばならない「分別管理義務」<sup>(76)</sup>など、多くの責任を負うことになる。信託の内容によっては期間が長期に及ぶ可能性があることも踏まえ、その設定に当たっては事前の十分な検討が求められる。

こうした民事信託（家族信託）においては、金融機関を受託者に据えた解約制限付き信託などの商事信託とは異なり、委託者たる高齢者はもちろん、受託者となった当該高齢者の親族も信託に関する専門知識を持たないようなケースが通常である。そこで、専門家の立場から民事信託（家族信託）の検討、設定から円滑な実施をサポートするべく、最近では信託銀行や地方銀行が多様なサービスを展開し始めている<sup>(77)</sup>。例えば、信託財産の預入先の金融機関によっては、その分別管理に向けた「信託口座」と呼ばれる特殊な口座を開設することができる<sup>(78)</sup>。

なお、先に紹介した遺言代用信託と遺言信託については、受託者を金融機関ではなく非営利の親族などに設定することで、民事信託（家族信託）として取り扱うことも可能である。

## 6 教育資金贈与信託と結婚・子育て支援信託

第IV章で紹介した「教育資金贈与非課税措置」と「結婚・子育て資金贈与非課税措置」の適用に際しては、金融機関への専用口座の開設が必要であり、その開設先には主に信託銀行が利用されている。信託協会は、平成30（2018）年9月現在の契約件数と信託財産額の累計について、前者（教育資金贈与信託）が20万件超で1兆4333億円（図11）、後者（結婚・子育て支援信託）が5,000件超で159億円としている<sup>(79)</sup>。



(出典) 信託協会「信託財産総額は史上最高額の1,156.2兆円に（信託の受託概況（平成30年9月末現在））」2018.12.27, p.8. <<https://www.shintaku-kyokai.or.jp/archives/013/NR20181227.pdf>>

(75) 信託法第30条、第31条及び第32条。

(76) 信託法第34条。

(77) 例えば、「クローズアップ「家族信託」で財産管理 認知症に備え 子らに託す」『日本経済新聞』2019.3.16.

(78) 例えば、『日本経済新聞』前掲注(74)

(79) 信託協会「信託財産総額は史上最高額の1,156.2兆円に（信託の受託概況（平成30年9月末現在））」2018.12.27, pp.8-9. <<https://www.shintaku-kyokai.or.jp/archives/013/NR20181227.pdf>>

## VI 保険・不動産関連の金融サービスなど

高齢者やその親族に向けては、第V章で見てきた信託関連のもの以外にも、保険の枠組みや高齢者が保有する不動産を活用したような特徴的な金融サービスの展開が目立つ。本章では、こうした金融サービスの動向について整理する。

### 1 長生きや認知症に備えた保険

#### (1) トンチン年金

我が国では近年、高齢者が長生きによって貯蓄を枯渇させ経済的な困窮に陥ってしまう状況が「長生きリスク」などと呼ばれており、生命保険会社は、解約時や死亡時の返戻金を低く抑え、長寿の加入者に対する継続的な保障を厚く設定した「トンチン年金」<sup>(80)</sup>と総称される保険商品を積極的に展開している。

トンチン年金の利用者は、長生きをするほど多くの個人年金を受給することができる。ただし、現に出回っているトンチン年金商品においては、男性で90歳前後、女性では95歳前後まで、受け取る年金総額が払い込んだ保険料総額を上回らない設計のものが多く、活況を呈していると言われるトンチン年金であるが、利用者が享受し得るサービスの内容をめぐって、生命保険会社の商品展開を注視していく必要がある<sup>(81)</sup>。

ちなみに、最近では外貨建ての商品なども見られ、トンチン年金は多様化しつつある<sup>(82)</sup>。

#### (2) 認知症保険

第Ⅲ章で紹介したとおり、これからの我が国では認知症を患う高齢者の増加が見込まれている。認知症患者を抱える家計の経済的な負担は大きい。例えば、在宅介護に係る費用に限っても、朝日生命保険の推計によれば、重度の認知症患者に対しては、そうでない場合に必要年間約52万円の倍以上に当たる年間約110万円が費やされているという<sup>(83)</sup>。

認知症をめぐる金銭補償に特化した「認知症保険」へのニーズが高まりを見せる中、生命保険会社は認知症保険商品の展開を進めるとともに、その内容にも工夫を凝らし始めている。最近では、認知症患者の徘徊時の搜索費用や第三者に損害を及ぼした場合の賠償費用に対する補償、認知症の予防を目的とした「軽度認知障害」<sup>(84)</sup>の段階での対応など、様々なサービスを備えた商品が登場している<sup>(85)</sup>。

<sup>(80)</sup> トンチン年金との呼称は、その手法を考案したイタリアの銀行家ロレンツォ・トンティ（Lorenzo de Tonti, 1630-95）の名前に由来する。

<sup>(81)</sup> 例えば、「トンチン年金 長生きするほどお得になる保険 損益プラスのハードルは高め」『週刊ダイヤモンド』106巻17号、2018.4.28・5.5, p.45.

<sup>(82)</sup> 例えば、「外貨建て「長生き年金保険」月・年払い型を追加 三井住友銀」『日本経済新聞』2019.1.25.

<sup>(83)</sup> 「あんしん介護 介護保険が必要な理由」朝日生命保険 HP <<https://anshinkaigo.asahi-life.co.jp/product/>>

<sup>(84)</sup> 軽度認知障害は、認知症の一步手前の段階で、記憶障害は目立つが日常生活には支障がないという状態である。その半数が5年のうちに認知症に移行すると言われており、認知症の発症を遅らせるための早期の対策が重要とされている。

<sup>(85)</sup> 例えば、「認知症保険は予防機能付加し進化中」『週刊東洋経済』6819号、2018.10.13, p.48.

## 2 持家を活用した現金調達

平成 25 (2013) 年の総務省「住宅・土地統計調査」によれば、我が国の高齢者世帯はその 82.7% が自宅を保有している<sup>(86)</sup>。一方、第 V 章でも紹介したとおり、多くの高齢者は日々の生活に充てる現金収入が不足し、預貯金などを取り崩す状況に陥りがちである。

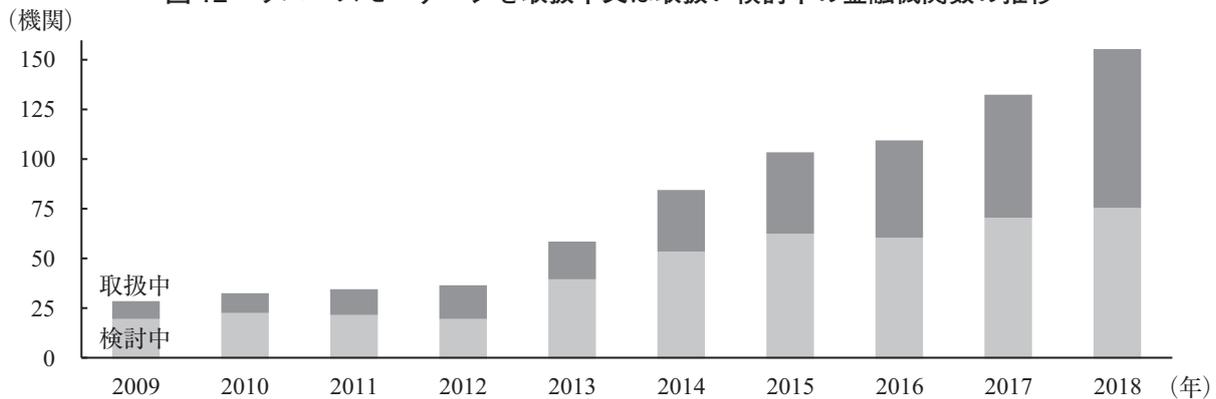
高齢者が悩まされているこうした「ハウスリッチ・キャッシュプア」といった実状から、昨今、我が国では持家を活用した現金調達の手段である「リバースモーゲージ」や「セル・アンド・リースバック」(以下「リースバック」という。)が注目を集めている。

### (1) リバースモーゲージ

リバースモーゲージは、高齢者が持家を担保として金融機関から融資を受け、当該高齢者の死後にその売却によって融資の元本が返済されるという仕組みのサービスである<sup>(87)</sup>。平成 25 (2013) 年から平成 27 (2015) 年にかけて、みずほ銀行、三菱 UFJ 銀行と三井住友銀行の 3 大メガバンクが相次いで商品化に踏み切っており、最近では地方銀行や信用金庫の参入も目立つ<sup>(88)</sup>。

国土交通省「民間住宅ローンの実態に関する調査」によれば、平成 30 (2018) 年現在、リバースモーゲージを取扱中又は取扱い検討中の金融機関は全体の 1 割強に過ぎないが<sup>(89)</sup>、図 12 のとおり、その数は増加の一途をたどってきた。

図 12 リバースモーゲージを取扱中又は取扱い検討中の金融機関数の推移



(出典) 平成 21 年度から平成 30 年度までの国土交通省住宅局「民間住宅ローンの実態に関する調査 結果報告書」を基に筆者作成。

リバースモーゲージの最大のメリットは、高齢者が相応の現金収入を得ながらも、融資を受けた元本の返済義務を負うことなく、利息分の支払のみをもって住み慣れた自宅に居住し続けることができる点である。

他方、利用に当たっては、地価や金利の上下によって持家の評価額や支払利息が変動することへの理解が不可欠であり、このリスクが顕在化した場合には対処が求められる。高齢者への

<sup>(86)</sup> 総務省統計局編『住宅・土地統計調査報告 平成 25 年 第 1 巻 (全国編)』2015, pp.280-281.

<sup>(87)</sup> リバースモーゲージの仕組みなどの詳細については、両宮卓史「リバースモーゲージの現状と課題—高齢化の進展と金融サービス—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.877, 2015.9.25. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digi\\_depo\\_9497765\\_po\\_0877.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digi_depo_9497765_po_0877.pdf?contentNo=1)> を参照。

<sup>(88)</sup> 例えば、「住宅担保ローン 商品続々 県内金融機関 高齢者の需要開拓」『日本経済新聞』(静岡版) 2017.12.14.

<sup>(89)</sup> 国土交通省住宅局「平成 30 年度民間住宅ローンの実態に関する調査 結果報告書」2019.3, p.37. <<http://www.mlit.go.jp/common/001280466.pdf>>

融資額が評価額に比べて小さい、子や親族と同居の高齢者は同居見込みの場合も含め利用できない、マンションは対象とならないといったような商品が多くを占めるなど、利用に係る制約が少なくない点にも注意が必要である。こうした状況から、昨今、利用を希望する高齢者と融資を行う金融機関との間でミスマッチが生じているとも指摘されている<sup>(90)</sup>。

また、リバースモーゲージが十全に機能していくためには、住宅市場における中古住宅の活発な流通が前提条件となるが、我が国では中古住宅に付される資産価値が欧米に比べて低く、市場の流動性も乏しいことが課題と言われている<sup>(91)</sup>。リバースモーゲージをめぐるのは、金融庁中間とりまとめでも活用が提言されており<sup>(92)</sup>、その先行きに注目が集まっている。

## (2) リースバック

リバースモーゲージが利用の伸び悩みを指摘される中<sup>(93)</sup>、最近では、高齢者が不動産会社に持家を売却し、同時にその会社と賃貸借契約（定期借家契約<sup>(94)</sup>が一般的）を結んで自宅として住み続けるというリースバックのサービスが我が国で一般化しつつある<sup>(95)</sup>。

リースバックを利用するメリットとしては、リバースモーゲージに比べて高齢者が得る現金収入が大きくなりやすい点や、利用の制約がリバースモーゲージほど厳しくない点などが挙げられる。反面、不動産会社に支払われる家賃がリバースモーゲージの利息よりも高額になりがちなことや、とりわけ不動産会社が高齢者との賃貸借契約を転売した場合において、更新時に契約が打ち切られるおそれが強くなることといったリスクも指摘されている<sup>(96)</sup>。

## 3 その他高齢者と金融の動向

最後に、高齢者と金融をめぐるその他の動向として、いわゆる「キャッシュレス決済」と高齢者との関係、認知症の高齢者を人的な側面から支える「認知症サポーター」の取組の2点を紹介する。

### (1) キャッシュレス決済

我が国の政府は、平成 27（2015）年の時点で2割弱であった国内のキャッシュレス決済の比率について、今から6年後の令和 7（2025）年に4割程度とし、将来的には世界最高水準の8割程度まで引き上げることを目標に掲げている<sup>(97)</sup>。そして、この目標と高齢者との関係では、「スマートフォン」や「QRコード」のような新しい媒体を用いたキャッシュレス決済の広がりを受け<sup>(98)</sup>、その普及から高齢者が取り残されてしまう状況が懸念されている。

<sup>(90)</sup> 例えば、「真相深層 リバースモーゲージ拡大に銀行慎重 老後破綻「切り札」に壁」『日本経済新聞』2018.7.14.

<sup>(91)</sup> 例えば、同上

<sup>(92)</sup> 金融庁 前掲注<sup>(27)</sup>, p.13.

<sup>(93)</sup> 例えば、『日本経済新聞』前掲注<sup>(90)</sup>

<sup>(94)</sup> 定期借家契約においては、通常の借家契約（普通借家契約）と異なり、契約期間の満了によって当該契約が終了するのが原則である。借主が当該借家に居住を続けるためには、貸主との合意の下で改めて契約を結ばなければならない。

<sup>(95)</sup> 例えば、「クローズアップ 老後資金に自宅活用「リースバック」登場」『日本経済新聞』2018.4.21.

<sup>(96)</sup> 例えば、「老後は家担保に融資 自宅、手放さない返済も」『日本経済新聞』2019.3.2.

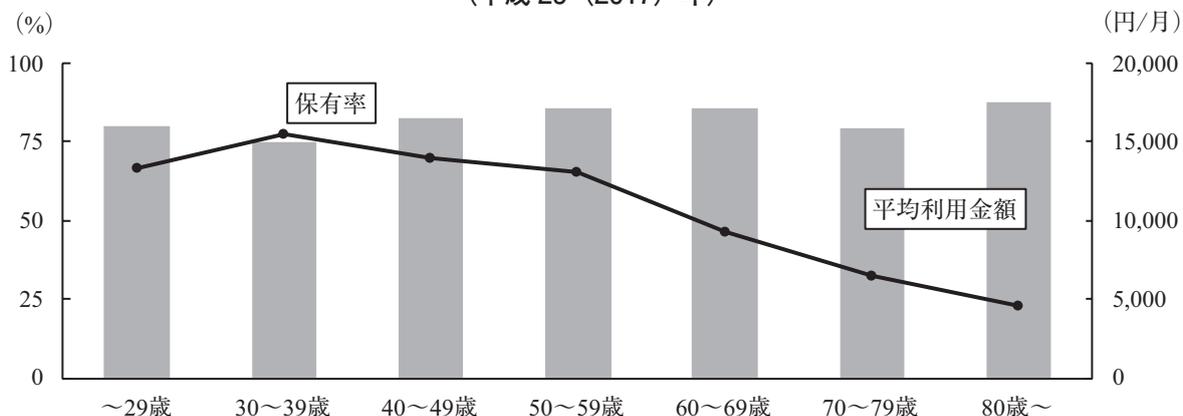
<sup>(97)</sup> 経済産業省商務・サービスグループ消費・流通政策課「キャッシュレス・ビジョン」2018.4, pp.10, 67, 70. <<http://www.meti.go.jp/press/2018/04/20180411001/20180411001-1.pdf>>

<sup>(98)</sup> 我が国では現在、「LINE Pay」、「Origami Pay」、「楽天 Pay」や「PayPay」といった様々な QR コード決済媒体が林立しており、その市場は急速に拡大している。

実際のところ、キャッシュレスで我が国の先を進むスウェーデンや中国においては、スマートフォンなどを使いこなすことができない高齢者が「決済難民」の状況に陥っているという<sup>(99)</sup>。QRコード決済の利用率を、30歳代の10.6%に対し60歳以上は4.8%と算出している、三菱UFJリサーチ & コンサルティングによるアンケート調査結果(平成30(2018)年6月)もある<sup>(100)</sup>。キャッシュレス決済の促進に当たっては、スマートフォンやQRコードに馴染みが薄い高齢者であっても、安心してこれらを利用できるような環境の整備が併せて求められている<sup>(101)</sup>。

他方、平成29(2017)年の総務省「家計消費状況調査」によれば、「Suica」、「nanaco」、「WAON」や「楽天Edy」などプリペイド型の「電子マネー」<sup>(102)</sup>をめぐっては、図13のとおり高齢者世帯は保有率こそ高くないものの、保有者の月間の平均利用金額について、世帯主80歳以上の世帯が最多となるなど下の世代と遜色のない水準に達している<sup>(103)</sup>。電子マネーが持つ利便性は、高齢者にも相応のメリットをもたらしていると言える<sup>(104)</sup>。

図13 世帯主年齢階級別の1世帯当たりプリペイド型電子マネーの保有率と平均利用金額  
(平成29(2017)年)



(出典) 総務省統計局編『家計消費状況調査年報 平成29年』2018, pp.70-71 を基に筆者作成。

最近では、シニア割引やポイント優遇のような特典を備えた高齢者限定の電子マネーの導入など<sup>(105)</sup>、「高齢者は現金へのこだわりが強い」といった固定観念に捉われないキャッシュレス決済サービスも目立つ<sup>(106)</sup>。

(99) 例えば、「経済気象台 キャッシュレス化への懸念」『朝日新聞』2018.7.20.

(100) 三菱UFJリサーチ & コンサルティング「キャッシュレス決済の多様化の動向整理」2018.6.26, p.28. 消費者庁 HP <[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/policy\\_coordination/internet\\_committee/pdf/internet\\_committee\\_180706\\_0002.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/policy_coordination/internet_committee/pdf/internet_committee_180706_0002.pdf)>

(101) 例えば、「社説 長寿時代の金融革新 高齢者も安心して使えるスマホ決済に」『日本経済新聞』2019.2.11.

(102) 電子マネーには、利用前に現金をチャージしておく「プリペイド型」と、事後に使った金額がクレジットカードや銀行口座などから引き落とされる「ポストペイ型」がある。後者に該当する電子マネーとしては、現在、「iD」や「QUICPay」などが展開されている。

(103) 総務省統計局編『家計消費状況調査年報 平成29年』2018, pp.70-71.

(104) 例えば、「電子マネー、高齢者に拡大」『日本経済新聞』2019.1.29.

(105) 高齢者に向けた電子マネーには、対象が55歳以上の「G.G WAON」、60歳以上の「シニアナナコ」や65歳以上の「ゆうゆうワオン」などがある。

(106) 例えば、『日本経済新聞』前掲注(104)

## (2) 認知症サポーター

認知症サポーターは、地域において認知症患者の見守りや手助けといったボランティア活動に携わる人々である。全国キャラバン・メイト連絡協議会（厚生労働省の管轄）が実施する養成講座の受講などで認定がなされ、同協議会によれば、その数は平成 30（2018）年 12 月現在、全国でおよそ 1100 万人に上っている<sup>(107)</sup>。

この認知症サポーターの育成は企業単位でも行われており、特に熱心なのが金融業界であると言われている。傘下の社員による養成講座の受講を積極的に進め、その全店に認知症サポーターを配置しているような銀行や保険会社も少なくない<sup>(108)</sup>。金融機関のこうした取組は、認知症の高齢者が銀行窓口を利用する際などにおける直接的な支援につながるのももちろんのこと、認知症患者と金融機関との円滑なコミュニケーションを促し、第 V 章で触れた振り込め詐欺のような犯罪の水際での防止にも資するとして注目されている<sup>(109)</sup>。

## おわりに

社会の高齢化は、もはや抗い難い我が国の潮流である。あらゆる産業分野でそれに合わせた変革が求められる中、金融の分野では、政府が掲げる「家計の安定的な資産形成」という大目標の下で多様な施策や金融サービスが提供され始めている。

超高齢社会にあって、こうした動きが今後も深まっていくであろうことは論をまたない。世代間の適切な資産移転や個人々の自助努力ベースの資産形成を支え、高齢者の「資産寿命」の延長を促していくような、超高齢社会における金融の役割をしっかりと見据えた取組が、官民の別なく引き続き期待されるところである。

（かわばた かずま）

<sup>(107)</sup> 「認知症サポーターキャラバン」実施状況 平成 30 年 12 月 31 日現在」p.1. 全国キャラバン・メイト連絡協議会 HP <<http://www.caravanmate.com/web/wp-content/uploads/2019/01/H30.12index00-05.pdf>>

<sup>(108)</sup> 例えば、三井住友銀行や太陽生命保険など（「2016 年度活動報告「認知症サポーター養成講座」を開催しました」三井住友銀行 HP <[https://www.smbc.co.jp/aboutus/responsibility/report/backnumber/h28/h28\\_05.html](https://www.smbc.co.jp/aboutus/responsibility/report/backnumber/h28/h28_05.html)>; 太陽生命保険「太陽生命『認知症サポーター』を全社に配置！」2016.9.9. <[https://www.taiyo-seimei.co.jp/company/notice/download/press\\_article/h28/280909.pdf](https://www.taiyo-seimei.co.jp/company/notice/download/press_article/h28/280909.pdf)>）。

<sup>(109)</sup> 例えば、平木恭一『図解入門業界研究 最新銀行業界の動向とカラクリがよーくわかる本 第 5 版』秀和システム、2017、pp.70-71.